

取組の柱 1 (2) 住宅に係る支援 No.8

取組名	災害公営住宅入居者の家賃減免等の支援																																																										
所管部名	土木部	事業区分	既存・継続																																																								
取組内容	<p>□災害公営住宅入居者の家賃減免等の支援を実施し、入居者の負担軽減を図ることで、被災者の生活再建を支援する。</p> <p>○災害公営住宅家賃低廉化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象世帯 : 収入（政令月収）21.4万円以下の入居者 ・対象額 : 近傍同種家賃（民間並み家賃）と入居者負担基準額の差額 ・国庫補助期間：管理開始から20年間 <p>※当初、国から対象世帯については、収入（政令月収）15.8万円以下の入居者である旨が示されていたが、その後、補助要綱により対象世帯については、収入（政令月収）21.4万円以下の入居者であることが確定したことから変更されている。</p> <p>○災害公営住宅家賃低減事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象世帯 : 収入（政令月収）8万円以下の被災者が入居している災害公営住宅 ・対象額 : 入居者負担基準額と特定入居者負担基準額との差額 ・国庫補助期間：管理開始から10年間 <p>※補助要綱により、国庫補助期間について10年間であることが確定したことから変更されたもの。</p> <p>○市独自の災害公営住宅家賃減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象世帯 : 全世帯 ・対象額 : 全世帯一律で住宅の管理開始から3年間は本来家賃の50%、4・5年目は25% ・モデルケース 4人家族（夫婦と子ども2人）で、夫の給与収入のみで3人を扶養している場合 <p style="text-align: right;">（単位：円程度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年収</th> <th colspan="3">家賃月額（中心市街地のケース）3LDK（約75平方メートル）</th> </tr> <tr> <th>本来家賃</th> <th>管理開始から3年間（50%減免）</th> <th>管理開始から5年間（25%減免）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0円～約188万円</td><td>※ 9,300</td><td>4,600</td><td>6,900</td></tr> <tr><td>～約257万円</td><td>※ 15,700</td><td>7,800</td><td>11,700</td></tr> <tr><td>～約291万円</td><td>※ 22,200</td><td>11,100</td><td>16,600</td></tr> <tr><td>～約326万円</td><td>※ 28,600</td><td>14,300</td><td>21,400</td></tr> <tr><td>～約366万円</td><td>30,300</td><td>15,100</td><td>22,700</td></tr> <tr><td>～約394万円</td><td>35,000</td><td>17,500</td><td>26,200</td></tr> <tr><td>～約418万円</td><td>40,000</td><td>20,000</td><td>30,000</td></tr> <tr><td>～約447万円</td><td>45,100</td><td>22,500</td><td>33,800</td></tr> <tr><td>～約489万円</td><td>51,600</td><td>25,800</td><td>原則対象外</td></tr> <tr><td>～約531万円</td><td>59,500</td><td>29,700</td><td>原則対象外</td></tr> <tr><td>～約598万円</td><td>69,700</td><td>34,800</td><td>原則対象外</td></tr> <tr><td>約598万円～</td><td>80,400</td><td>40,200</td><td>原則対象外</td></tr> </tbody> </table> <p>※については、災害公営住宅家賃低減事業により減額した家賃額。</p>				年収	家賃月額（中心市街地のケース）3LDK（約75平方メートル）			本来家賃	管理開始から3年間（50%減免）	管理開始から5年間（25%減免）	0円～約188万円	※ 9,300	4,600	6,900	～約257万円	※ 15,700	7,800	11,700	～約291万円	※ 22,200	11,100	16,600	～約326万円	※ 28,600	14,300	21,400	～約366万円	30,300	15,100	22,700	～約394万円	35,000	17,500	26,200	～約418万円	40,000	20,000	30,000	～約447万円	45,100	22,500	33,800	～約489万円	51,600	25,800	原則対象外	～約531万円	59,500	29,700	原則対象外	～約598万円	69,700	34,800	原則対象外	約598万円～	80,400	40,200	原則対象外
年収	家賃月額（中心市街地のケース）3LDK（約75平方メートル）																																																										
	本来家賃	管理開始から3年間（50%減免）	管理開始から5年間（25%減免）																																																								
0円～約188万円	※ 9,300	4,600	6,900																																																								
～約257万円	※ 15,700	7,800	11,700																																																								
～約291万円	※ 22,200	11,100	16,600																																																								
～約326万円	※ 28,600	14,300	21,400																																																								
～約366万円	30,300	15,100	22,700																																																								
～約394万円	35,000	17,500	26,200																																																								
～約418万円	40,000	20,000	30,000																																																								
～約447万円	45,100	22,500	33,800																																																								
～約489万円	51,600	25,800	原則対象外																																																								
～約531万円	59,500	29,700	原則対象外																																																								
～約598万円	69,700	34,800	原則対象外																																																								
約598万円～	80,400	40,200	原則対象外																																																								
取組期間	H23	H24	H25	H26	H27																																																						
取組工程			○家賃減免等 ※整備した災害公営住宅の入居に併せ実施	○同左	○同左																																																						

取組の柱 1 (2) 住宅に係る支援 No.9

取組名	災害公営住宅への移転費用の支援				
所管部名	土木部		事業区分	既存・継続	
取組内容	<p>□災害公営住宅に入居する被災者に対し、現在入居している応急仮設住宅や民間借上げ住宅等から災害公営住宅に移転する際の動産移転費用の一部を支援する。</p> <p>※防災集団移転促進事業や土地区画整理事業、自力再建の場合は、別制度にて移転費用を支援している。</p> <p>○補助限度額：1戸あたり10万円</p>				
取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程				○補助金交付要綱の制定 ○補助金の交付	○補助金の交付

取組の柱 1 (2) 住宅に係る支援 No.10

取組名	津波被災住宅の再建支援				
所管部名	都市建設部		事業区分	既存・継続	
取組内容	<p>□東日本大震災の津波により滅失し、又は損壊した自ら所有し居住していた住宅の再建に係る住宅再建費用の一部を補助する。</p> <p>【補助内容】</p> <p>① 住宅建設等再建事業(上限153万円) 住宅の建設、購入に係る金融機関からの借入金の利子に相当する額</p> <p>② 住宅移転事業(上限10万円) 住宅の移転に伴う家財道具の運搬等に要した経費(業者に依頼したもの)</p> <p>③ 津波被災宅地防災対策事業(上限119万円) 土地を0.5m以上盛土し、嵩上げる工事、及びこれに付随する擁壁築造工事に要した経費の2分の1の額(津波被災地内(震災復興土地区画整理事業区域を除く))で再建を行う場合)</p>				
取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程			○補助金の交付	○同左	○同左

取組の柱 1 (2) 住宅に係る支援 No.11

取組名	優良建築物等の整備支援				
所管部名	都市建設部		事業区分	既存・継続	
取組内容	<p>□東日本大震災からの復興に向け、市街地に優良な住宅を供給し、市内被災者の早期生活再建や、災害に強いまちづくりを促進するため、被災した建物の地権者が敷地の共同化を行い、建築物を整備する場合に必要な費用の一部を補助する。</p> <p>(事業地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平堂根町地区 <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分譲集合住宅 (15 階建 122 戸) ・クリニック、立体駐車場等 <p>○平成 25 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画作成、基本設計、実施設計、地盤調査、建築設計、建物補償 <p>○平成 26 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画作成、基本設計、実施設計、建築設計、建物補償、建物取り壊し、整地、建築工事 (共同施設) <p>○平成 27 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築工事 (共同施設)、敷地整備 				
取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程			○事業主体への補助 (事業計画作成、基本設計、実施設計、地盤調査、建築設計、建物補償)	○事業主体への補助 (事業計画作成、基本設計、実施設計、建築設計、建物補償、建物取り壊し、整地、建築工事(共同施設))	○事業主体への補助 (建築工事 (共同施設)、敷地整備)

取組の柱 1 (2) 住宅に係る支援 No.12

取組名	市街化区域の見直し等による土地の確保				
所管部名	都市建設部		事業区分	既存・継続	
取組内容	<p>□市街化区域の拡大を視野に入れ、市街化区域と市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引きの見直しに向けて福島県との協議を進める。</p> <p>□併せて、市街化区域に近接又は隣接し、道路や下水道等のインフラが既に整備されているなど良好な住環境の形成が見込まれる区域については、まちづくりの方針や建築物の用途等に関する事項を地区計画として定めることにより、民間の宅地開発など開発行為が可能となる「市街化調整区域における地区計画制度」を活用し、早期に住宅用地としての供給が可能となるよう対応する。</p>				
取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程		【市街化区域の見直し】	○運用基準 (素案) 作成	○都市計画基礎調査	○県素案作成等
		【地区計画】	○運用開始	○運用基準策定 ○候補地選定 ○計画案作成	

取組の柱 1 (3) 生活資金の提供等 No.13

取組名	義援金の受け入れ、配分				
所管部名	保健福祉部		事業区分	既存・継続	
取組内容	<p>□被災された方々に対する生活支援を目的として義援金を受付け、その配分を行う。 また、災害復旧・復興分については、「いわき市復興基金」に積み立て震災対応事業等に活用する。</p> <p>【受入れ】 ○受入期間：平成 23 年 3 月 17 日から平成 27 年 3 月 31 日まで ○受入実績（平成 26 年 3 月 31 日現在） ・被災者生活支援 3,092 件 756,181,450 円（国・県義援金と併せて被災者に配分） ・災害復旧・復興 3,184 件 813,858,698 円（いわき市復興基金に積み立て、震災対応事業等に活用）</p> <p>【配 分】 ○平成 23 年 4 月 16 日から ○対象者 ①住家が全壊又は半壊した世帯 ②東京電力福島第一原子力発電所から 30km 圏内に居住していた世帯</p>				
取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○受入れ ○配分	○同左	○同左	○同左	

取組の柱 1 (3) 生活資金の提供等 No.14

取組名	災害援護資金の貸付				
所管部名	保健福祉部		事業区分	既存・継続	
取組内容	<p>□り災証明「半壊以上」の被災者に対し、援護資金を貸付けするもの。</p> <p>【対象世帯】 ①世帯主が概ね 1 ヶ月以上の療養を要する負傷 ②家財の 1 / 3 以上の損害 ③住居の半壊または全壊、流出 ※所得制限あり</p> <p>【貸付限度額】 ・150 万円から 350 万円以内 ※個別の状況に応じて変わる</p> <p>【申込期限】 ・平成 30 年 3 月 31 日まで</p> <p>【貸付実績（平成 26 年 3 月 31 日現在）】 ・1,379 件 2,530,065 千円</p>				
取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○援護資金の貸付	○同左	○同左	○同左	○同左

取組の柱 1 (3) 生活資金の提供等 No.15

取組名	市被災救助費等の支給											
所管部名	保健福祉部					事業区分	既存・継続					
取組内容	<p>□被災された方々に対する生活支援等を目的として、市被災救助費等を支給する。</p> <p>【受付】平成 23 年 3 月 29 日から 【支給】平成 23 年 4 月 22 日から</p> <p>○市被災救助費</p> <p>(救助金) <実績: 38,983 件 3,477,780 千円 (平成 26 年 3 月 31 日現在) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全焼、全壊した場合、1 世帯につき 10 万円、被災者 1 人につき 2 万円 ・半焼、半壊した場合、1 世帯につき 5 万円、被災者 1 人につき 1 万円 ・床上浸水した場合、1 世帯につき 3 万円 <p>(弔慰金) <実績: 455 件 89,900 千円 (平成 26 年 3 月 31 日現在) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡者 1 人につき、大人 20 万円、義務教育終了前までの小人 10 万円 <p>○災害弔慰金 <実績: 439 件 1,300,000 千円 (平成 26 年 3 月 31 日現在) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 災害により死亡された方の遺族 ・金額 受給遺族の生活維持者が死亡 500 万円、その他 250 万円 <p>○災害障害見舞金 <実績: 3 件 5,000 千円 (平成 26 年 3 月 31 日現在) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障がいが出た方 ・金額 生活維持者 250 万円、その他 125 万円 											
取組期間	H23		H24			H25			H26		H27	
取組工程	○被災救助費等の支給		○同左			○同左			○同左		○同左	

取組の柱 1 (3) 生活資金の提供等 No.16

取組名		緊急的な雇用の確保				
所管部名		商工観光部		事業区分		既存・継続
取組内容		<p>□ 県の緊急雇用創出基金事業を活用し、雇用の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事業数：90 事業 ・ 採用人数：636 人 ○ 平成 24 年度「震災等緊急雇用対応事業」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事業数：102 事業 ・ 採用人数：985 人 ○ 平成 24 年度～平成 26 年度「地域雇用再生・創出モデル事業」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事業数：3 事業 ・ 採用予定数：30 人（各年） ○ 平成 25 年度「震災等緊急雇用対応事業」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事業数：81 事業 ・ 採用人数：689 人 ○ 平成 25 年度～平成 26 年度「起業支援型地域雇用創造事業」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事業数：2 事業 ・ 採用予定数：8 人（各年） ○ 平成 26 年度「震災等緊急雇用対応事業」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事業数：77 事業 ・ 採用予定数：522 人 ○ 平成 26 年度～平成 27 年度「地域人づくり事業」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事業数：2 事業 ・ 採用予定数：9 人（各年） 				
取組期間						
取組工程		○ 県基金の活用による雇用の確保（震災等雇用対応事業）	○ 同左（震災等緊急雇用対応事業、地域雇用再生・創出モデル事業）	○ 同左（震災等緊急雇用対応事業、地域雇用再生・創出モデル事業、起業支援型地域雇用創造事業）	○ 同左（震災等緊急雇用対応事業、地域雇用再生・創出モデル事業、起業支援型地域雇用創造事業、地域人づくり事業）	○ 同左（地域人づくり事業） ※震災等緊急雇用対応事業については、未定

取組の柱 1 (3) 生活資金の提供等 No.17

取組名	就職応援サイトの開設																													
所管部名	商工観光部	事業区分	既存・継続																											
取組内容	<p>□インターネット上に就労支援コンテンツを設置し、求人情報、震災関連の情報を含めた各種支援制度等を総合的に情報発信することにより、求職者の雇用の安定と市内中小企業の雇用支援を図る。</p> <p>○サイト開設日：平成 23 年 7 月 29 日</p> <p>○登録状況 (単位：件)</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>H26. 8 月末現在</td> </tr> <tr> <td>登録事業所</td> <td>1, 380</td> </tr> <tr> <td>求人掲載事業所</td> <td>59</td> </tr> </table> <p>○サイトアクセス状況 (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H25. 8 月 1 日～31 日</th> <th>H26. 8 月 1 日～31 日</th> <th colspan="2">比較 (H26－H25)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総アクセス</td> <td>8, 740 (282)</td> <td>13, 248 (427)</td> <td>4, 508</td> <td>(145)</td> </tr> <tr> <td> パソコン</td> <td>5, 462 (176)</td> <td>4, 865 (157)</td> <td>△597</td> <td>(△19)</td> </tr> <tr> <td> 携帯電話</td> <td>3, 278 (106)</td> <td>8, 383 (270)</td> <td>5, 105</td> <td>(164)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () は 1 日あたりの平均アクセス件数</p>				区 分	H26. 8 月末現在	登録事業所	1, 380	求人掲載事業所	59	区 分	H25. 8 月 1 日～31 日	H26. 8 月 1 日～31 日	比較 (H26－H25)		総アクセス	8, 740 (282)	13, 248 (427)	4, 508	(145)	パソコン	5, 462 (176)	4, 865 (157)	△597	(△19)	携帯電話	3, 278 (106)	8, 383 (270)	5, 105	(164)
区 分	H26. 8 月末現在																													
登録事業所	1, 380																													
求人掲載事業所	59																													
区 分	H25. 8 月 1 日～31 日	H26. 8 月 1 日～31 日	比較 (H26－H25)																											
総アクセス	8, 740 (282)	13, 248 (427)	4, 508	(145)																										
パソコン	5, 462 (176)	4, 865 (157)	△597	(△19)																										
携帯電話	3, 278 (106)	8, 383 (270)	5, 105	(164)																										
取組期間	H23	H24	H25	H26	H27																									
取組工程	○就職応援サイトの創設 ○就職応援サイトの運営	○就職応援サイトの運営	○同左	○同左	○同左																									

取組の柱 1 (3) 生活資金の提供等 No.18

取組名		市県民税等の減免、納期限の延長									
所管部名		財政部 市民協働部 生活環境部 水道局				事業区分		既存・継続			
取組内容											
		<p>□被災者の状況に応じ、市税等の減免等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人市県民税、固定資産税、都市計画税：平成 23 年度分を対象に申請受付を実施。 ・法人市民税：H23. 3. 11～H26. 3. 10 の間に終了する各事業年度分を減免実施。 ・国民健康保険税：H23. 3 月分～H24. 9 月分まで減免実施。 ※原発避難者（転入者）については、H27. 3 月分まで減免。 ただし、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層世帯については、H26. 9 月分まで ・軽自動車税：平成 25 年度分まで非課税措置を実施。 平成 25 年度分までの非課税措置の適用期限を 2 年延長して実施。 ※H25. 4. 1～H26. 3. 31 の間に被災車両の代替車両を取得…H26 年度分を非課税 ※H26. 4. 1～H27. 3. 31 の間に被災車両の代替車両を取得…H26 年度分と H27 年度分を非課税 ※H27. 4. 1～H28. 3. 31 の間に被災車両の代替車両を取得…H27 年度分と H28 年度分を非課税 ・下水道使用料、地域汚水処理施設使用料：H23. 3. 11 を含む水道検針期間 2 ヶ月分の下水道使用料等を対象に引き続き申請受付を継続実施。（H26 年度で終了） ・農業集落排水処理施設使用料：H23. 4～5 月分を対象に申請受付を継続実施。（H26 年度で終了） ・農業集落排水事業分担金：平成 23 年度分を対象に申請受付を継続実施。（H26 年度で終了） ・下水道事業受益者負担金：平成 23 年度分（り災証明書申請以降の納期分）を対象に、申請受付を継続実施。（H26 年度で終了） ・入湯税、水道料金については平成 23 年度で減免終了。 									
取組期間	H23		H24		H25		H26		H27		
取組工程	○減免等の受付 ○減免等の実施 ・市税、国保税、下水道使用料等、水道料金		○減免等の受付 ○減免等の実施 ・法人市民税、軽自動車税、国保税		○減免等の受付 ○減免等の実施 ・法人市民税、軽自動車税、国保税		○減免等の受付 ○減免等の実施 ・法人市民税、軽自動車税、国保税		○減免等の受付 ○減免等の実施 ・軽自動車税		

取組の柱 1 (4) 被災者の見守りと心のケア No.19

取組名	一時提供住宅入居者への訪問活動の実施			
所管部名	保健福祉部	事業区分	既存・継続	
取組内容	<p>□市内の一時提供住宅に避難している方々や災害公営住宅入居者への訪問等を通し、心身のケアを必要とする方に対し、必要な支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度延訪問件数：5,514 件 ・平成 24 年度延訪問件数：3,762 件 ・平成 25 年度延訪問件数：782 件 			
取組期間	H23	H24	H25	H26
取組工程	○一時提供住宅への訪問活動	○同左	○同左	○一時提供住宅及び災害公営住宅等への訪問活動

取組の柱 1 (4) 被災者の見守りと心のケア No.20

取組名	一時提供住宅入居高齢者の見守り活動の実施			
所管部名	保健福祉部	事業区分	既存・継続	
取組内容	<p>□市内の一時提供住宅に避難している在宅高齢者世帯等を安否確認のために定期的に訪問する。</p> <p>□訪問時に気になる高齢者等を把握した場合には、担当の地域包括支援センターへ報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 6 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで ・平成 23 年度延訪問件数：12,692 件 ・平成 24 年度延訪問件数：17,404 件 ・平成 25 年度延訪問件数：18,697 件 			
取組期間	H23	H24	H25	H26
取組工程	○一時提供住宅への訪問活動	○同左	○同左	○同左

取組の柱 1 (4) 被災者の見守りと心のケア No.21

取組名	一時提供住宅入居等障がい者への訪問活動の実施				
所管部名	保健福祉部		事業区分	既存・継続	
取組内容	<p>□市内の身体障害者手帳1・2級の障がい者を訪問し、災害時要援護者の登録支援等を行う。</p> <p>・実施期間 平成23年6月1日から平成28年3月31日まで</p>				
取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○一時提供住宅への訪問活動	○一時提供住宅への訪問活動 ○身体障害者手帳(1・2級)の障がい者宅への訪問活動	○同左	○身体障害者手帳(1・2級)の障がい者宅への訪問活動	○同左

取組の柱 1 (4) 被災者の見守りと心のケア No.22

取組名	一時提供住宅入居者等見守りサポートシステムの構築				
所管部名	保健福祉部		事業区分	既存・継続	
取組内容	<p>□住民支え合い活動の仕組みづくりを支援するとともに、より効果的に見守り等を実施するため、一時提供住宅入居者等見守りサポートシステムを構築する。</p> <p>○システム導入(※平成24年度システム導入)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時提供住宅等の訪問時に、職員が音声解析等によるストレスチェックを実施することができるタブレット端末の導入。うつ及びひきこもり等の傾向にある方を的確に把握し、早期に専門的な支援につなげる。 一時提供住宅等に入居する方々の生活や健康等に関する情報及び要望を収集し、必要な情報を配信・提供する被災者健康支援情報システム(Webサイト)の導入。(タブレット端末のほか、一般のパソコンで閲覧可能) <p>○見守り体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> システムを活用し、巡回訪問により生活状況や課題等を把握するための見守り活動を実施する訪問スタッフを確保する。 7地区社会福祉協議会に地域福祉支援員を配置し、地域住民が主体となって取り組める住民支え合い活動の仕組みづくりを支援する。 				
取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程		○システム開発 ○システム活用 ○見守り支援	○システム活用 ○見守り支援	○同左	○同左

取組の柱 1 (5) 情報の提供と発信 No.23

取組名	被災者情報の一元管理（システムの導入）														
所管部名	行政経営部					事業区分	既存・継続								
取組内容	<p>□被災者に関する情報を一元管理し、的確な行政サービスの提供など被災者支援業務に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 12 月 1 日から稼動 ・効果 ①被災者情報一元管理による行政サービスの適正給付管理 ②り災証明との連動による速やかな行政サービスの提供 ③被災者住所の適正管理 ・配置箇所 25 部署に配置 														
取組期間	H23			H24			H25			H26			H27		
取組工程	○システム導入・稼動			○システム運用			○同左			○同左			○同左		

取組の柱 1 (5) 情報の提供と発信 No.24

取組名	生活再建のための総合的な相談窓口の設置														
所管部名	行政経営部					事業区分	既存・継続								
取組内容	<p>□被災した市民の住宅や生活再建に係る各種相談等に迅速かつ効果的に対応するため、総合的な相談窓口を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 3 月 17 日から総合電話相談開始（消防本部内） ・平成 23 年 3 月 29 日から総合相談窓口設置（文化センター内） 【窓口】り災、見舞金等、損壊家屋の撤去等、税関係、被災商工業者への融資・補助制度の相談等、住宅の応急修理、農林水産業への融資制度等、小中学校の転入・転出等 ・平成 24 年 4 月から「生活再建市民総合案内窓口」を新設・移行（市役所本庁舎 1 階） 【窓口】り災証明関係、一時提供住宅関係、その他総合的な相談等について対応する。 														
取組期間	H23			H24			H25			H26			H27		
取組工程	○総合相談窓口の設置（文化センター） ○各種相談への対応			○市民総合案内・相談窓口の設置（本庁舎 1 階） ○生活再建に係る各種相談への対応			○同左			○同左			○同左		

取組の柱 1 (5) 情報の提供と発信 No.25

取組名	津波被災地区の住民への情報発信				
所管部名	市民協働部		事業区分	既存・継続	
取組内容	<p>□津波被災地区の住民は、市内・外で避難生活を送っていることから、復興に向けた取り組みや住民の方々の身近な話題、生活情報等を掲載した「ふるさとだより」を作成・配布することにより、地域コミュニティの維持・再生の一助とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地区：久之浜、四倉、平、小名浜、勿来 ・発行：毎月1回、10,000部 ・配布：津波被災の対象地区の方、まちづくり協議会等、支所、公民館等 				
取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○ふるさとだよりの作成・配布	○同左	○同左	○同左	○同左

取組の柱 1 (5) 情報の提供と発信 No.26

取組名	市外に避難している市民への情報発信・交流促進				
所管部名	市民協働部 行政経営部		事業区分	既存・継続	
取組内容	<p>□東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所の事故により、多くの市民が市外に避難している状況であることから、市外に避難している市民への支援の取組みとして、避難先における生活の不安解消と、一日でも早くふるさと「いわき」へ戻ってもらうことを目標に適切な情報発信を行う。</p> <p>また、情報発信の手法の一つとして、電子回覧板（デジタルフォトフレーム）を活用する。</p> <p>○配布内容 広報いわき、生活再建に向けた各種制度の概要、いわき市の放射線に対する取組み、原発避難者特例法に関するお知らせ等</p> <p>○電子回覧板による情報発信 市内及び市外に避難している方で希望する世帯にデジタルフォトフレームを貸与し、各種情報を発信する。</p>				
取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○市外に避難している避難住民及び特定住所移転者に対し、広報いわきや原発避難者特例法概要、市内の安全安心情報等を郵送にて配布 ○市外避難者向け説明会・相談会の開催	○市外避難者に対する情報発信（郵送及びデジタルフォトフレーム） ○市外避難者に対し、アンケートを実施 ○市内一時提供住宅入居者に対する情報発信（デジタルフォトフレーム）	○同左	○同左	○市外避難者に対する情報発信（郵送） ○市外避難者に対し、アンケートを実施

取組の柱 1 (5) 情報の提供と発信 No.27

取組名	復興に向けた情報発信の強化				
所管部名	行政経営部		事業区分	既存・継続	
取組内容	<p>□市公式ホームページのページ構成や情報分類等を見直し、ソーシャルメディア（Facebook・Twitter等）との連携を取り入れながら、震災に係る情報を一元的に提供する等、市民にとってより情報を入力しやすい環境づくりを進める。</p> <p>□テレビを通じた広報について、従来のテロップ及び音声による手法に加え、新たに実写映像を中心とした番組（ふるさといわき復興番組）を作成し、復興に向けた市の取組みの様子や市政の動きを分かりやすく発信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『日本の復興をいわきから ～「明るく元気なまち」を目指して～』を作成・放映 ・毎月第一土曜日の午後3時15分～30分（15分間） <p>□ソーシャルメディアを活用し、その特性である即時性や情報拡散性等を活かし、市政情報や災害情報、復興に向けた取組み、地域の魅力などを、積極的かつスピーディーに発信する。</p>				
取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○市HPによる情報発信	○市HPによる情報発信 ○復興番組の放映	○同左	○市HPによる情報発信 ○復興番組の放映 ○ソーシャルメディアの活用	○同左

取組の柱 1 (5) 情報の提供と発信 No.28

取組名	被災者生活再建支援パンフレットの作成・配布				
所管部名	行政経営部		事業区分	既存・継続	
取組内容	<p>□被災者に対する支援メニューなどをまとめたパンフレットを作成、配布する。</p> <p>○配付方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内各公共施設等へ配備 ・市公式ホームページでの公表 ・一時提供住宅入居者、避難住民への送付（年1回） <p>○実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度（第1版、第2版、第3版） 発行部数 34,941部 ・平成24年度（第4版、第5版） 発行部数 23,331部 ・平成25年度（第6版、第7版、第8版） 発行部数 23,202部 ・平成26年度（第9版、第10版） 発行部数 9,050部（8月末現在） 				
取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○パンフレットの作成・配付（年3回程度） ○市HPへの掲載（随時更新）	○同左	○同左	○同左	○同左

取組の柱 1 (6) 市外からの避難者への対応 No.29

取組名	本市に避難してきている人への適切な行政サービスの提供				
所管部名	行政経営部 関係各部等		事業区分	既存・継続	
取組内容	<p>□市外の避難者が本市の一時提供住宅などに多数入居している現状及び原発避難者特例法に基づく特例事務を踏まえながら、適切な行政サービスの提供を行う。</p> <p>○原発避難者特例法に基づく特例事務及び任意提供事務の提供</p>				
取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○特例事務の提供 ○任意提供事務の提供	○同左	○同左	○同左	○同左

取組の柱 1 (6) 市外からの避難者への対応 No.30

取組名	被災自治体との連携推進				
所管部名	行政経営部		事業区分	既存・継続	
取組内容	<p>□県が整備する復興公営住宅に関連し、情報の提供や市民との交流の場の確保策の検討など、国・県・関係自治体との連携を強化し、長期避難や町外コミュニティのあり方などに関する課題解決を図る。</p>				
取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○国・県・関係自治体との協議連携の強化	○同左	○同左	○同左	○同左

取組の柱 1 (7) 適切な放射線対策の実施 No.31

取組名	安定ヨウ素剤の配布														
所管部名	保健福祉部					事業区分					既存・継続				
取組内容	<p>□原子力発電所の事故に伴い、市民が万が一、高い濃度の放射性物質にさらされた場合に備え、家庭で備蓄していただくため、安定ヨウ素剤を事前配布する。</p> <p>・全市民に配布（平成 25 年度までは、0 歳から 39 歳の方及び妊婦に対し丸薬を配布）</p>														
取組期間	H23			H24			H25			H26			H27		
取組工程	○安定ヨウ素剤の購入 ○安定ヨウ素剤の更新・回収			○安定ヨウ素剤の購入 ○管理台帳の作成及び管理			○同左			○安定ヨウ素剤の購入 ○安定ヨウ素剤の配布・更新・回収 ○配布状況の管理			○配布状況の管理		

取組の柱 1 (7) 適切な放射線対策の実施 No.32

取組名	内部被ばく検査の実施														
所管部名	保健福祉部					事業区分					既存・継続				
取組内容	<p>□ホールボディカウンターにより内部被ばく検査を実施する。</p> <p>【対象者】平成 23 年 3 月 12 日現在、または検査日時点において、本市に住民登録のある方</p> <p>※現在、2 回目の検査を北部地区から順次実施している。</p>														
取組期間	H23			H24			H25			H26			H27		
取組工程	○内部被ばく検査 ○母乳検査			○同左			○内部被ばく検査			○同左			○同左		

取組の柱 1 (7) 適切な放射線対策の実施 No.33

取組名	放射線スクリーニング検査の実施				
所管部名	保健福祉部		事業区分	終了	
取組内容	<input type="checkbox"/> 県の緊急被ばく医療マニュアルに基づき、放射線スクリーニング検査を実施する。 <input type="checkbox"/> 汚染や被曝の程度により、除染や緊急被曝医療機関等に搬送の手続きを行う。 ※平成 25 年 6 月終了				
取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○スクリーニング検査	○同左	○同左		

取組の柱 1 (7) 適切な放射線対策の実施 No.34

取組名	市民に対する積算線量計の貸与				
所管部名	保健福祉部		事業区分	既存・拡大	
取組内容	<input type="checkbox"/> 放射性物質による市民の不安を取り除くため、県の放射線健康対策事業を活用し、線量計の貸出しを行う。 【貸出期間】 ・貸出日から3ヶ月以内（更新可） 【対象者】 ・貸出日現在、いわき市に住民登録があり、かつ、市内に在住している方 <input type="checkbox"/> 市の要請により自主避難を行った久之浜町末続地区の住民を対象に、区長（相談員）が中心となって、専門家やボランティア等の協力を得て、放射線への理解を深めるためのモデル事業を行う。 【事業概要】 ・個人線量計による外部被ばく線量の測定 ・専門家による個別相談会の実施 ・地区住民及び避難者へ向けた放射線に関する情報発信等				
取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○積算線量計の購入 ○積算線量計の貸与	○積算線量計の貸与 ○積算線量計の維持管理	○同左	○積算線量計の貸与 ○積算線量計の維持管理 ○モデル事業の実施	○同左

取組の柱 1 (7) 適切な放射線対策の実施 No.37

取組名	原子力災害に関する損害賠償請求の円滑化				
所管部名	行政経営部		事業区分	既存・継続	
取組内容	<p>□国及び東京電力㈱に対し、県と連携しながら、原子力災害に伴う損害について適切な賠償を受けられるよう、強く求めるとともに、損害賠償の円滑化等に取り組む。</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正で迅速な損害賠償に関する国や県、東電への働きかけ ・本市への原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所（いわき支所）などの常設に向けた取り組み（平成 24 年 7 月 2 日から市文化センター内に常設） ・損害賠償に関する情報提供、請求支援等 				
取組期間	H23	H24	H25	H26	H27
取組工程	○国・県への働きかけ ○損害賠償に関する情報提供、請求支援等	○同左	○同左	○同左	○同左

